

愛菜弁当事業実施要領

平成29年9月21日

1 総 則

社会福祉法人 恵徳会が公益事業として独自に実施する高齢者等に食事を配達するサービス（以下「愛菜弁当」という。）については、この要領の定めるところによる。

2 対象者

食事の支度が困難な高齢者等に対し実施する。

3 事業内容

愛菜弁当の内容は、食事の調理及び配達、これを通じた健康管理の手助け並びに対象者の安否の確認等とする。また、要望に応じて療養食又は代替食にも対応する。

4 実施日

愛菜弁当は、月曜日から土曜日までの間の毎日実施する。

5 価 格

ふれあいお弁当と同程度とする。

6 申 込

電話にて受付け後、契約書を取交す。

7 解 約

電話にて受付ける。

8 集 金

口座引落とし又は現金前払いによる。

9 キャンセル

キャンセルは前日18時まで受付可能とし、それ以降については1食分の料金全額を負担していただく。

10 その他

愛菜弁当の利用者に状態の変化が認められた場合、担当ケアマネジャー、家族又は民生委員・児童委員等に連絡する。